

令和 7 年決算特別委員会（総括質疑） 開催状況（環境生活部所管）

開催年月日 令和 7 年 1 1 月 1 3 日（木）

質 疑 者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

答 弁 者 知事 鈴木 直道

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
一 人権擁護施策等について （一）差別対策を困難にしている要因について アイヌ民族に対する差別的について環境生活部は、「今なお、いわれのない差別や偏見がある」と認識を示した一方、どのような言説が差別にあたるかは、見解を示しておりません。 内閣府は、差別の具体的定義について明らかにしておらず、より踏み込んだ対応を困難にしているのではないかと考えますが、知事の認識を伺います。 （二）公共空間におけるアイヌ民族の先住性否定に係る言説について 知事はこれまでも「いかなる場合においても差別は許されない」と意思表示をしてきました。各部審査でアイヌが先住民族であることを否定するというメッセージを社会に発することは、不適切と答弁がありました。知事も同様の認識であるのか伺います。 （三）差別か否かの判断について それではですね、総務部は、かでの 2・7 の貸出において特定の行為が差別に該当するか否かは個別具体的に判断されるとしながら、実際に差別か否かを検討した例はないと答弁しています。アイヌ施策推進法も北海道立道民活動センター条例 1 条に包含されるとの答弁を踏まえ、差別か否かの検討は行うべきではないかと考えますがいかがですか。 （四）差別解消に向けた実効性ある対策の必要性和規定等の見直しについて 北海道はアイヌ民族の先住性を否定する言説を社会に発することは不適切と表明しながら、道立施設を含め公共空間で差別的言説が流布されることに対して、道として実効性ある対策が講じられていないと考えております。これ、大変な大きな問題です。 京都市では「不当な差別的言動が行われること」を公の施設等の使用制限の要件に定めています。 現行法令で差別的言動を規制できないのであれば、	（知事） 差別についてであります、昨年 5 月、アイヌ政策担当大臣の記者会見において、「差別には様々な形態のものが、罰則の構成要件とするほど、厳密に定義することは困難である。」とのお発言があったとおり、個別の事案において、特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて、個別具体的に判断されるものと承知をしております。 こうした中、道としては、差別や偏見の解消に向けて、国や関係機関等と連携し、アイヌの方々の歴史や文化、差別の現状などについて、より一層、道民の皆様の理解促進が図られるよう、取組を進めているところでございます。 （知事） アイヌ民族の先住性についてであります、アイヌ施策推進法では、アイヌ民族は、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族である」と示されており、アイヌが先住民族であることを否定する、という法律の趣旨に沿わないメッセージを社会に発することは、不適切なものと考えています。 アイヌであることを理由とした、いわれのない差別は、決して許されないものと認識をしており、アイヌの方々の歴史や文化に対する理解を通じ、差別の解消を図ることが重要であります。 （知事） 施設の利用承認についてであります、「かでの 2・7」の利用申請があった場合には、指定管理者は、個々の申請内容等を踏まえて利用の承認について判断することになります。 アイヌであることを理由とした差別は許されるものではありませんが、施設の利用承認にあたっては、設置条例に基づき、公共の秩序を乱し、また善良の風俗を害するおそれがある場合といった基準を踏まえて判断されるものと考えております。 （知事） 差別解消に向けた取組についてであります、他の自治体においては、人権尊重に関する条例やガイドラインを設け、公の施設等の利用制限を実施している例もあると承知をしております。 一方、道においても、公序良俗に反する場合や施設の管理運営上、支障があると認められる場合において施設の利用制限を行っており、個々の申請ごとに適切に対応していくほか、今後とも、人権施策推進基本方針に基づき、庁内はもとより、関係機関と連携し、人

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
新たにアイヌ民族に限らずあらゆる差別を禁止するための条例やあり方を検討するなど、差別解消に実効性ある対策を行う必要があると考えますが、いかがですか。 （五）知事自身のメッセージ発信について 他自治体の例があるということですから、是非検討していただきたいと思います。北海道は差別を許さない地方自治体であると広く知らせていく必要があると考えます。 知事自身がその先頭に立ち、メッセージ発信などSNS等を活用した分かりやすい発信をするべきと考えますが、知事の見解を伺います。 （再質問） そうしたメッセージを知事自身が発信していただくということでしょうか。重ねてお聞きします。 差別を受けている方にとってですね、それが不正であるというメッセージを発する人がいるということ、とても心強いことだというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。	権侵害防止に向けた取組を進めてまいります。 （知事） 人権尊重の取組についてであります。道では、アイヌの方々はもとより、あらゆる人たちへの差別的言動は、受ける人の尊厳を著しく傷つけ、また、周囲を煽り、差別意識を拡大させることになりかねず、許されないものとの認識の下、人権施策推進基本方針に基づき、家庭や学校、地域社会等の様々な場を通じた人権教育や啓発を推進するとともに、国の人権擁護機関とも連携・協力した取組を進めているところであります。 私としては、今後とも、世代や性別、民族や文化・習慣の違いなどを理由とする差別の解消に向け、人権の理解や配慮が、日常生活での発言や行動などに現れるよう、あらゆる場や様々な媒体を活用した啓発を推進し、差別的な言動を許さない共存社会の実現を目指してまいります。 （知事） 人権尊重の取組についてであります。私としては、あらゆる場や様々な媒体を活用した啓発を推進し、全ての人々の人権が尊重される地域社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。